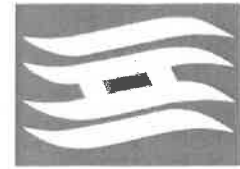


# 兵庫県公報

平成30年11月20日 火曜日 第 3056 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 旅行業法に基づく聴聞の実施（観光振興課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 吉川都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	3
○ 道路の指定（建築指導課）	3

## 公 告

○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	6
○ 同 上（同）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	16
○ 同 上（同）	16
○ 入札公告（阪神北県民局）	17

## 警察本部公告

○ 落札者等の公示	19
-----------	----

## 告 示

### 兵庫県告示第991号

旅行業法(昭和27年法律第239号)第65条第1項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 日時  
平成30年11月29日（木）午後2時から午後3時まで
- 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第1号館1階A会議室
- 内容  
旅行者日本観光旅行センター有限公司（兵庫県知事登録旅行業第2-239号）の旅行業法第13条第3項第2号に違反する事実



### 兵庫県告示第992号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年11月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

~~~~~

**兵庫県告示第996号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
  - 2 作業期間  
平成30年11月19日から平成31年3月15日まで
  - 3 作業地域  
加東市全域
- ~~~~~

**兵庫県告示第997号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
三木市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
吉川都市計画下水道事業三木市公共下水道
  - 3 事業施行期間  
変更前 平成19年3月30日から平成32年3月31日まで  
変更後 平成19年3月30日から平成37年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分  
変更なし
    - (2) 使用の部分  
変更なし
- ~~~~~

**兵庫県告示第998号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。  
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 位 置                                                                   | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第H30但馬予定<br>0001号 | 30.11.6          | 豊岡市城崎町来日271番7、271番12、271番13、<br>272番9、278番14、278番15、279番11、279<br>番12 | 7.5           | 90.0          |

**公 告**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                          | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------------|-----------------|---------------------|
| 三谷(2) (急) I-2<br>(123020141) | 養父市三谷 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 新町(1) (急) I-2<br>(123020142) | 養父市建屋 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                     | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------------|---------------------|---------------------|
| 竹原野(4) I<br>(126010069) | 朝来市生野町竹原野 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 竹原野(5) I<br>(126010070) | 朝来市生野町竹原野 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

本村  
(226010062)

朝来市生野町黒川 (別図3のとおり)

土石流

(別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び生野支所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限  
平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第404号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
三谷(2)(急)I(123020044)の項中別図44、新町(1)(急)I(123020051)の項中別図51、内山I(123020061)の項中別図61、大谷川II(223020117)の項中別図258を次の図面のとおり改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限  
平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第918号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

簾野(3)Ⅱ(126010005)の項中別図5、大外(1)Ⅱ(126010008)の項中別図8、大外(2)Ⅱ(126010009)の項中別図9、梅ヶ畑Ⅱ(126010013)の項中別図13、長野(2)Ⅱ(126010015)の項中別図15、竹原野(1)Ⅰ(126010016)の項中別図16、竹原野(3)Ⅰ(126010018)の項中別図18、口銀谷(1)Ⅱ(126010045)の項中別図45、口銀谷(2)Ⅱ(126010046)の項中別図46、川尻(1)Ⅰ(126010052)の項中別図52、栃原(7)Ⅱ(126010065)の項中別図65、弥六ガマⅡ(226010005)の項中別図73、魚ヶ滝Ⅰ(226010007)の項中別図75、金香瀬川Ⅰ(226010011)の項中別図79、白口川Ⅰ(226010018)の項中別図86、石谷川Ⅰ(226010026)の項中別図94、寺の上川Ⅰ(226010034)の項中別図102を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び生野支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------------|----------------|---------------------|-------------------------------|
| 船谷Ⅰ<br>(123020042)       | 養父市船谷(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 三谷(2)(急)Ⅰ<br>(123020044) | 養父市三谷(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |

|                            |                   |         |           |
|----------------------------|-------------------|---------|-----------|
| 原 I<br>(123020047)         | 養父市森 (別図 3 のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図 3 のとおり |
| 奥山 I<br>(123020048)        | 養父市森 (別図 4 のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図 4 のとおり |
| 正町野 I<br>(123020049)       | 養父市建屋 (別図 5 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 5 のとおり |
| 新町(2) I<br>(123020050)     | 養父市建屋 (別図 6 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 6 のとおり |
| 新町(1) (急) I<br>(123020051) | 養父市建屋 (別図 7 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 7 のとおり |
| 建屋(1) I<br>(123020052)     | 養父市建屋 (別図 8 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 8 のとおり |
| 建屋(2) I<br>(123020053)     | 養父市建屋 (別図 9 のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図 9 のとおり |
| 餅耕地(2) I<br>(123020056)    | 養父市餅耕地 (別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり  |
| 餅耕地(1) I<br>(123020057)    | 養父市餅耕地 (別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり  |
| 石ヶ坪 I<br>(123020059)       | 養父市長野 (別図12のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり  |
| 尾ノ上 I<br>(123020060)       | 養父市長野 (別図13のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり  |
| 内山 I<br>(123020061)        | 養父市長野 (別図14のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり  |
| 井之坪(2) I<br>(123020062)    | 養父市長野 (別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり  |
| 井之坪(1) I<br>(123020063)    | 養父市長野 (別図16のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり  |
| 井之坪(3) I<br>(123020064)    | 養父市長野 (別図17のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり  |
| 唐川 I<br>(123020065)        | 養父市長野 (別図18のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり  |
| 船谷(2) II<br>(123020105)    | 養父市船谷 (別図19のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり  |
| 船谷(3) II<br>(123020106)    | 養父市船谷 (別図20のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり  |
| 船谷(4) II<br>(123020107)    | 養父市船谷 (別図21のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり  |
| 池山(1) II<br>(123020108)    | 養父市三谷 (別図22のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり  |

|                        |                  |         |          |
|------------------------|------------------|---------|----------|
| 池山(2)Ⅱ<br>(123020109)  | 養父市三谷（別図23のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 三谷(1)Ⅱ<br>(123020110)  | 養父市三谷（別図24のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 三谷(2)Ⅱ<br>(123020111)  | 養父市三谷（別図25のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 三谷(3)Ⅱ<br>(123020112)  | 養父市三谷（別図26のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 森(1)Ⅱ<br>(123020114)   | 養父市森（別図27のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 森(2)Ⅱ<br>(123020115)   | 養父市森（別図28のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 原Ⅱ<br>(123020116)      | 養父市森（別図29のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 犬野(1)Ⅱ<br>(123020117)  | 養父市森（別図30のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 犬野(2)Ⅱ<br>(123020118)  | 養父市森（別図31のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 奥山(1)Ⅱ<br>(123020119)  | 養父市森（別図32のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 奥山(2)Ⅱ<br>(123020120)  | 養父市森（別図33のとおり）   | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 建屋Ⅱ<br>(123020121)     | 養父市建屋（別図34のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 餅耕地(1)Ⅱ<br>(123020122) | 養父市餅耕地（別図35のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 餅耕地(2)Ⅱ<br>(123020123) | 養父市餅耕地（別図36のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 野谷(1)Ⅱ<br>(123020124)  | 養父市建屋（別図37のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 野谷(2)Ⅱ<br>(123020125)  | 養父市長野（別図38のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 石ヶ坪(1)Ⅱ<br>(123020126) | 養父市長野（別図39のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 石ヶ坪(2)Ⅱ<br>(123020127) | 養父市長野（別図40のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 柴(1)Ⅱ<br>(123020128)   | 養父市長野（別図41のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 柴(2)Ⅱ<br>(123020129)   | 養父市長野（別図42のとおり）  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |

|                       |                 |         |          |
|-----------------------|-----------------|---------|----------|
| 長野(1)Ⅱ<br>(123020130) | 養父市長野(別図43のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 長野(2)Ⅱ<br>(123020131) | 養父市長野(別図44のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 内山Ⅱ<br>(123020132)    | 養父市長野(別図45のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 井之坪Ⅱ<br>(123020133)   | 養父市長野(別図46のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 唐川(1)Ⅱ<br>(123020134) | 養父市長野(別図47のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 唐川(2)Ⅱ<br>(123020135) | 養父市長野(別図48のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 唐川(4)Ⅱ<br>(123020137) | 養父市長野(別図49のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 唐川(5)Ⅱ<br>(123020138) | 養父市長野(別図50のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 唐川(6)Ⅱ<br>(123020139) | 養父市長野(別図51のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| ヤゲン谷川Ⅰ<br>(223020021) | 養父市長野(別図52のとおり) | 土石流     | 別図52のとおり |
| 西野谷川Ⅰ<br>(223020028)  | 養父市長野(別図53のとおり) | 土石流     | 別図53のとおり |
| 棒谷川Ⅰ<br>(223020044)   | 養父市能座(別図54のとおり) | 土石流     | 別図54のとおり |
| 谷倉神社川Ⅱ<br>(223020104) | 養父市長野(別図55のとおり) | 土石流     | 別図55のとおり |
| 大谷山川Ⅱ<br>(223020106)  | 養父市長野(別図56のとおり) | 土石流     | 別図56のとおり |
| 前田川Ⅱ<br>(223020107)   | 養父市長野(別図57のとおり) | 土石流     | 別図57のとおり |
| 中クロ川Ⅱ<br>(223020108)  | 養父市長野(別図58のとおり) | 土石流     | 別図58のとおり |
| 漆谷川Ⅱ<br>(223020114)   | 養父市建屋(別図59のとおり) | 土石流     | 別図59のとおり |
| 大谷川Ⅱ<br>(223020117)   | 養父市森(別図60のとおり)  | 土石流     | 別図60のとおり |
| ダン川Ⅱ<br>(223020120)   | 養父市森(別図61のとおり)  | 土石流     | 別図61のとおり |
| 門垣川Ⅱ<br>(223020121)   | 養父市三谷(別図62のとおり) | 土石流     | 別図62のとおり |



|                       |                 |     |          |
|-----------------------|-----------------|-----|----------|
| 本ヤシキ川Ⅱ<br>(223020126) | 養父市三谷（別図63のとおり） | 土石流 | 別図63のとおり |
|-----------------------|-----------------|-----|----------|

（別図1から別図63までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成30年11月28日（水）から同年12月12日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限  
平成30年12月12日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

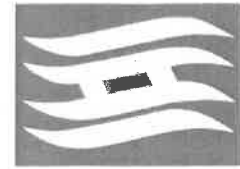
| 名 称                   | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 本村Ⅰ<br>(126010001)    | 朝来市生野町黒川（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 簾野Ⅰ<br>(126010002)    | 朝来市生野町黒川（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 簾野(2)Ⅱ<br>(126010004) | 朝来市生野町黒川（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 簾野(3)Ⅱ<br>(126010005) | 朝来市生野町黒川（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 簾野(4)Ⅱ<br>(126010006) | 朝来市生野町黒川（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 黒川Ⅱ<br>(126010007)    | 朝来市生野町黒川（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |

# 兵庫県公報

平成30年11月20日 火曜日 第 3056 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

| 告 示                                             | ページ |
|-------------------------------------------------|-----|
| ○ 旅行業法に基づく聴聞の実施（観光振興課）                          | 1   |
| ○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）                 | 1   |
| ○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）                             | 2   |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）                          | 2   |
| ○ 同 上（同）                                        | 2   |
| ○ 同 上（同）                                        | 3   |
| ○ 吉川都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）                   | 3   |
| ○ 道路の指定（建築指導課）                                  | 3   |
| <b>公 告</b>                                      |     |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） | 3   |
| ○ 同 上（同）                                        | 4   |
| ○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）                           | 5   |
| ○ 同 上（同）                                        | 5   |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同） | 6   |
| ○ 同 上（同）                                        | 10  |
| ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）                       | 15  |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）                 | 16  |
| ○ 同 上（同）                                        | 16  |
| ○ 入札公告（阪神北県民局）                                  | 17  |
| <b>警察本部公告</b>                                   |     |
| ○ 落札者等の公示                                       | 19  |

## 告 示

### 兵庫県告示第991号

旅行業法(昭和27年法律第239号)第65条第1項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。  
平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 日時  
平成30年11月29日（木）午後2時から午後3時まで
- 場所  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第1号館1階A会議室
- 内容  
旅行者日本観光旅行センター有限公司（兵庫県知事登録旅行業第2-239号）の旅行業法第13条第3項第2号に違反する事実



### 兵庫県告示第992号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年11月9日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                          | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------------|-----------------|---------------------|
| 三谷(2) (急) I-2<br>(123020141) | 養父市三谷 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 新町(1) (急) I-2<br>(123020142) | 養父市建屋 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                     | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------------|---------------------|---------------------|
| 竹原野(4) I<br>(126010069) | 朝来市生野町竹原野 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 竹原野(5) I<br>(126010070) | 朝来市生野町竹原野 (別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

本村  
(226010062)

朝来市生野町黒川 (別図3のとおり)

土石流

(別図1から別図3までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び生野支所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限  
平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第404号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
三谷(2)(急)I(123020044)の項中別図44、新町(1)(急)I(123020051)の項中別図51、内山I(123020061)の項中別図61、大谷川II(223020117)の項中別図258を次の図面のとおり改める。  
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限  
平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第918号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

簾野(3)Ⅱ(126010005)の項中別図5、大外(1)Ⅱ(126010008)の項中別図8、大外(2)Ⅱ(126010009)の項中別図9、梅ヶ畑Ⅱ(126010013)の項中別図13、長野(2)Ⅱ(126010015)の項中別図15、竹原野(1)Ⅰ(126010016)の項中別図16、竹原野(3)Ⅰ(126010018)の項中別図18、口銀谷(1)Ⅱ(126010045)の項中別図45、口銀谷(2)Ⅱ(126010046)の項中別図46、川尻(1)Ⅰ(126010052)の項中別図52、栃原(7)Ⅱ(126010065)の項中別図65、弥六ガマⅡ(226010005)の項中別図73、魚ヶ滝Ⅰ(226010007)の項中別図75、金香瀬川Ⅰ(226010011)の項中別図79、白口川Ⅰ(226010018)の項中別図86、石谷川Ⅰ(226010026)の項中別図94、寺の上川Ⅰ(226010034)の項中別図102を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び生野支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

平成30年12月12日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------------|----------------|---------------------|-------------------------------|
| 船谷Ⅰ<br>(123020042)       | 養父市船谷(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 三谷(2)(急)Ⅰ<br>(123020044) | 養父市三谷(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |

|                       |                 |     |          |
|-----------------------|-----------------|-----|----------|
| 本ヤシキ川Ⅱ<br>(223020126) | 養父市三谷（別図63のとおり） | 土石流 | 別図63のとおり |
|-----------------------|-----------------|-----|----------|

（別図1から別図63までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成30年11月28日（水）から同年12月12日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所危機管理室防災安全課
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限  
平成30年12月12日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                   | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 本村Ⅰ<br>(126010001)    | 朝来市生野町黒川（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 簾野Ⅰ<br>(126010002)    | 朝来市生野町黒川（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 簾野(2)Ⅱ<br>(126010004) | 朝来市生野町黒川（別図3のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 簾野(3)Ⅱ<br>(126010005) | 朝来市生野町黒川（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 簾野(4)Ⅱ<br>(126010006) | 朝来市生野町黒川（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 黒川Ⅱ<br>(126010007)    | 朝来市生野町黒川（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |

|                        |                         |         |          |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 大外(1)Ⅱ<br>(126010008)  | 朝来市生野町黒川(別図7の<br>とおりの)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり  |
| 大外(2)Ⅱ<br>(126010009)  | 朝来市生野町黒川(別図8の<br>とおりの)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 高路(1)Ⅱ<br>(126010010)  | 朝来市生野町黒川(別図9の<br>とおりの)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 高路(2)Ⅱ<br>(126010011)  | 朝来市生野町黒川(別図10の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 高路(3)Ⅱ<br>(126010012)  | 朝来市生野町黒川(別図11の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 梅ヶ畑Ⅱ<br>(126010013)    | 朝来市生野町黒川(別図12の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 長野(1)Ⅱ<br>(126010014)  | 朝来市生野町黒川(別図13の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 長野(2)Ⅱ<br>(126010015)  | 朝来市生野町黒川(別図14の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 竹原野(1)Ⅰ<br>(126010016) | 朝来市生野町竹原野(別図15<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 竹原野(2)Ⅰ<br>(126010017) | 朝来市生野町竹原野(別図16<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 竹原野(3)Ⅰ<br>(126010018) | 朝来市生野町竹原野(別図17<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 猪野々(1)Ⅰ<br>(126010023) | 朝来市生野町猪野々(別図18<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 猪野々Ⅱ<br>(126010025)    | 朝来市生野町猪野々(別図19<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 白口(1)Ⅰ<br>(126010026)  | 朝来市生野町白口(別図20の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 白口(1)Ⅱ<br>(126010027)  | 朝来市生野町白口(別図21の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 白口(3)Ⅱ<br>(126010028)  | 朝来市生野町白口(別図22の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 円山(2)Ⅰ<br>(126010030)  | 朝来市生野町円山(別図23の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 円山(3)Ⅰ<br>(126010031)  | 朝来市生野町円山(別図24の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 円山(4)Ⅰ<br>(126010032)  | 朝来市生野町円山(別図25の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 円山(1)Ⅱ<br>(126010034)  | 朝来市生野町円山(別図26の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |

|                        |                         |         |          |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 円山(2)Ⅱ<br>(126010035)  | 朝来市生野町円山(別図27の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 小田和(1)Ⅱ<br>(126010036) | 朝来市生野町円山(別図28の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 小田和(2)Ⅱ<br>(126010037) | 朝来市生野町円山(別図29の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 小田和(3)Ⅱ<br>(126010038) | 朝来市生野町円山(別図30の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 小田和(4)Ⅱ<br>(126010039) | 朝来市生野町口銀谷(別図31<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 小田和(5)Ⅱ<br>(126010040) | 朝来市生野町口銀谷(別図32<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 口銀谷(1)Ⅰ<br>(126010041) | 朝来市生野町真弓(別図33の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 口銀谷(2)Ⅰ<br>(126010042) | 朝来市生野町口銀谷(別図34<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 口銀谷(4)Ⅰ<br>(126010044) | 朝来市生野町口銀谷(別図35<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 口銀谷(1)Ⅱ<br>(126010045) | 朝来市生野町口銀谷(別図36<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 口銀谷(2)Ⅱ<br>(126010046) | 朝来市生野町口銀谷(別図37<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |
| 口銀谷(3)Ⅱ<br>(126010047) | 朝来市生野町口銀谷(別図38<br>のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 真弓Ⅰ<br>(126010048)     | 朝来市生野町真弓(別図39の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 川尻(1)Ⅰ<br>(126010052)  | 朝来市生野町川尻(別図40の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 川尻(2)Ⅰ<br>(126010053)  | 朝来市生野町川尻(別図41の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 栃原(1)Ⅰ<br>(126010054)  | 朝来市生野町栃原(別図42の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 栃原(2)Ⅰ<br>(126010055)  | 朝来市生野町栃原(別図43の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 栃原(3)Ⅰ<br>(126010056)  | 朝来市生野町栃原(別図44の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 栃原(4)Ⅰ<br>(126010057)  | 朝来市生野町栃原(別図45の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 栃原(2)Ⅱ<br>(126010060)  | 朝来市生野町栃原(別図46の<br>とおりに) | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |



|                        |                         |         |          |
|------------------------|-------------------------|---------|----------|
| 栃原(4)Ⅱ<br>(126010062)  | 朝来市生野町栃原(別図47の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 栃原(5)Ⅱ<br>(126010063)  | 朝来市生野町栃原(別図48の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 栃原(6)Ⅱ<br>(126010064)  | 朝来市生野町栃原(別図49の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 栃原(7)Ⅱ<br>(126010065)  | 朝来市生野町栃原(別図50の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 栃原(8)Ⅱ<br>(126010066)  | 朝来市生野町栃原(別図51の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 栃原(9)Ⅱ<br>(126010067)  | 朝来市生野町栃原(別図52の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 栃原(10)Ⅱ<br>(126010068) | 朝来市生野町栃原(別図53の<br>とおりの) | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 藤尾川Ⅰ<br>(226010002)    | 朝来市生野町黒川(別図54の<br>とおりの) | 土石流     | 別図54のとおり |
| 弥六ガマⅡ<br>(226010005)   | 朝来市生野町黒川(別図55の<br>とおりの) | 土石流     | 別図55のとおり |
| 魚ヶ滝Ⅰ<br>(226010007)    | 朝来市生野町上生野(別図56<br>のとおり) | 土石流     | 別図56のとおり |
| 上ミ家ノ上Ⅱ<br>(226010010)  | 朝来市生野町竹原野(別図57<br>のとおり) | 土石流     | 別図57のとおり |
| 金香瀬川Ⅰ<br>(226010011)   | 朝来市生野町小野(別図58の<br>とおりの) | 土石流     | 別図58のとおり |
| ウルシ谷川Ⅰ<br>(226010013)  | 朝来市生野町奥銀谷(別図59<br>のとおり) | 土石流     | 別図59のとおり |
| 奥銀谷奥Ⅰ<br>(226010014)   | 朝来市生野町奥銀谷(別図60<br>のとおり) | 土石流     | 別図60のとおり |
| 上山川Ⅰ<br>(226010017)    | 朝来市生野町新町(別図61の<br>とおりの) | 土石流     | 別図61のとおり |
| 白口川Ⅰ<br>(226010018)    | 朝来市生野町白口(別図62の<br>とおりの) | 土石流     | 別図62のとおり |
| 山ノ谷Ⅱ<br>(226010020)    | 朝来市生野町白口(別図63の<br>とおりの) | 土石流     | 別図63のとおり |
| 浦ヶ谷Ⅱ<br>(226010021)    | 朝来市生野町猪野々(別図64<br>のとおり) | 土石流     | 別図64のとおり |
| 口垣内Ⅰ<br>(226010022)    | 朝来市生野町円山(別図65の<br>とおりの) | 土石流     | 別図65のとおり |
| 下塚川Ⅰ<br>(226010024)    | 朝来市生野町円山(別図66の<br>とおりの) | 土石流     | 別図66のとおり |

|                         |                          |     |          |
|-------------------------|--------------------------|-----|----------|
| 小田和川 I<br>(226010025)   | 朝来市生野町円山 (別図67の<br>とおりに) | 土石流 | 別図67のとおり |
| 石谷川 I<br>(226010026)    | 朝来市生野町円山 (別図68の<br>とおりに) | 土石流 | 別図68のとおり |
| 曾利谷川 I<br>(226010027)   | 朝来市生野町円山 (別図69の<br>とおりに) | 土石流 | 別図69のとおり |
| シモガ谷川 I<br>(226010028)  | 朝来市生野町円山 (別図70の<br>とおりに) | 土石流 | 別図70のとおり |
| 屋敷東 II<br>(226010029)   | 朝来市生野町円山 (別図71の<br>とおりに) | 土石流 | 別図71のとおり |
| 垣内 II<br>(226010030)    | 朝来市生野町円山 (別図72の<br>とおりに) | 土石流 | 別図72のとおり |
| 円山川 II<br>(226010031)   | 朝来市生野町円山 (別図73の<br>とおりに) | 土石流 | 別図73のとおり |
| シモガ谷南 II<br>(226010032) | 朝来市生野町円山 (別図74の<br>とおりに) | 土石流 | 別図74のとおり |
| 愛宕川 I<br>(226010033)    | 朝来市生野町口銀谷 (別図75<br>のとおり) | 土石流 | 別図75のとおり |
| 寺の上川 I<br>(226010034)   | 朝来市生野町口銀谷 (別図76<br>のとおり) | 土石流 | 別図76のとおり |
| 西山川 I<br>(226010035)    | 朝来市生野町口銀谷 (別図77<br>のとおり) | 土石流 | 別図77のとおり |
| 栃原口 I<br>(226010037)    | 朝来市生野町口銀谷 (別図78<br>のとおり) | 土石流 | 別図78のとおり |
| 古城山 I<br>(226010038)    | 朝来市生野町円山 (別図79の<br>とおりに) | 土石流 | 別図79のとおり |
| 南末戸川 I<br>(226010044)   | 朝来市生野町真弓 (別図80の<br>とおりに) | 土石流 | 別図80のとおり |
| 奥谷川 I<br>(226010054)    | 朝来市生野町栃原 (別図81の<br>とおりに) | 土石流 | 別図81のとおり |
| 西樹沢川 I<br>(226010057)   | 朝来市生野町栃原 (別図82の<br>とおりに) | 土石流 | 別図82のとおり |
| アザメガ段 II<br>(226010058) | 朝来市生野町栃原 (別図83の<br>とおりに) | 土石流 | 別図83のとおり |
| 坊山 II<br>(226010061)    | 朝来市生野町栃原 (別図84の<br>とおりに) | 土石流 | 別図84のとおり |
| 本村<br>(226010062)       | 朝来市生野町黒川 (別図85の<br>とおりに) | 土石流 | 別図85のとおり |

(別図 1 から別図85までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年11月28日(水)から同年12月12日(水)まで

- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、朝来市役所及び生野支所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
  - (3) 提出期限  
平成30年12月12日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月12日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年11月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）トライアル三田ウッドタウン店  
所在地 三田市ゆりのき台3丁目26-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 アーク不動産株式会社  
住所 大阪市中央区今橋二丁目5番8号  
代表者の氏名 高山芳夫
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社トライアルカンパニー  
住所 福岡市東区多の津一丁目12番2号  
代表者の氏名 檜木野仁司
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成31年6月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,406平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
194台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
60台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
193平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
32.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前0時